

諫早市書

平成28年11月

特別要望

諫早湾干拓事業における環境改善と 諫早湾を含む有明海の再生について



諫早湾干拓全景



中央干拓地で環境保全型農業により栽培したキャベツ



新たな方法で養殖した小長井町漁協の『垂下式
ゆりかごあさり』

アオコとユスリカの発生状況



北部排水門でのアオコの発生状況



蚊柱

潮受堤防でのユスリカ（蚊柱）の発生状況



平成28年1月18日、長崎地裁において開門によらない水産資源の回復、漁業経営の安定に向けた取り組みに一定の進展があることなどから、開門しないことを前提とした和解勧告が出されました。

そのような中、調整池周辺をとりまく環境も淡水化により新たな生態系への移行が進んできましたが、アオコやユスリカの大量発生等の事案も見受けられ、現状において、未だ目標値をクリアしていない調整池の水質と併せ、地元住民の方々も不安を感じずにはいられない状況です。

平成9年4月の閉め切り後19年が経過し、諫早市が進めてきた下水道普及率も86%を超えた今、国において、調整池の湖底の状況調査等を実施し、その結果に基づいた底泥の浚渫等、調整池の環境改善に関して抜本的な対策を実施していただきますよう要望します。

諫早湾内においては、全国的に漁業不振と言われる中、平成24年には養殖牡蠣「華漣」が日本一になったこと、平成27年からは新たな方法で養殖した「垂下式ゆりかごあさり」の販売を開始するなど新たな取り組みが行われております。

国においても、現在、長崎地裁で進められている和解協議を機に、漁業環境改善措置のさらなる充実と、有明海の再生に向けて積極的に取り組まれますよう、重ねて要望します。

要 望 書

現在、国営諫早湾干拓事業における潮受堤防排水門の開門調査の是非については、今なお複数の司法の場で係争中であり、平成28年1月に長崎地裁から開門しないことを前提とした和解勧告が出され、有明海再生に向けた和解協議が進められていますが、調整池周辺の環境については、アオコ、ユスリカの発生や水質値等、依然として課題が残っています。

国においては、事業アセスで自ら掲げた水質保全目標の達成に向け、調整池の浚渫、覆砂等、調整池周辺の環境改善について抜本的な対策を講じていただくとともに、開門しない形での有明海の再生をより一層進めるよう強く要望します。

平成28年11月

諫 早 市 長 宮 本 明 雄

諫早市議会議長 山 口 隆 一 郎